

あらかわ遊園遊具事故に係る調査委員会
報告書（修正版）

平成20年9月

目 次

あらかわ遊園の概況

1	あらかわ遊園の施設概要及び運営状況	1
2	あらかわ遊園における安全対策	5
3	ふあふあの運営状況	6

事故に関する事実経過

1	事故発生の日時、場所及び事故の内容	7
2	事故発生までの経過及び発生時の状況	8

事実経過から明らかになった問題点

1	あらかわ遊園の現場にかかわる問題点	17
2	区にかかわる問題点	17

問題点を踏まえた改善策

1	あらかわ遊園全体にかかわる緊急安全対策	18
2	区所管課による監督、指導の強化	22
3	区民及び利用者によるチェック機能の強化	22

	安全で楽しく遊べるあらかわ遊園に向けて	23
--	---------------------	----

	調査経過	24
--	------	----

1	調査委員会設置要綱
2	調査委員会委員名簿
3	調査経過

参考資料（別紙）

あらかわ遊園の概況

1 あらかわ遊園の施設概要及び運営状況

(1) 施設の名称

あらかわ遊園（条例上は「荒川区立荒川遊園」）

(2) 所在地

東京都荒川区西尾久6 - 35 - 11

(3) 面積

50,857㎡（うち、有料公園部分 23,749㎡）

(4) 施設見取図

別紙1のとおり

(5) 施設の構成

A地区（一般に「あらかわ遊園」と呼ばれる有料公園部分）

乗り物広場：観覧車など遊戯施設6機種と小型遊具等59台

どうぶつ広場：ハナジカ・ミーアキャットなど小動物を中心に展示
小動物とのふれあいなど体験型事業も実施

ちびっこ広場：すべり台ほか

釣り堀：小鯉の池、へら鮎の池での魚釣り

アリスの広場：隅田川に面するステージ

B地区 夏：子供プール開設

秋～春：遊具を設置しキッズランドとして営業

C地区 あらかわ遊園スポーツハウス・運動場・公園・バラ園・地下駐車場

(6) 沿革

昭和25（1950）年8月

区立遊園地として開園（区直営）

昭和61（1986）年9月

施設の全面改造に着手

平成元年（1989）年4月

荒川区（以下「区」という。）が管理運営を
財団法人荒川区地域振興公社（以下「ACC」という。）に委託する。

平成3（1991）年4月

全面改造が完了

平成5（1993）年7月

あらかわ遊園スポーツハウスオープン

平成6（1994）年1月

地下駐車場オープン

平成18（2006）年4月

区があらかわ遊園の指定管理者としてACCを指定する。

(7) 入園者の推移（過去5年間）

年度	14	15	16	17	18
入園者数	448,720	475,904	422,566	449,965	421,253

(8) 遊具

大型遊具

・観覧車

年齢制限 = 無 直径26m ゴンドラ20台 1周約7分 定員80名

・豆汽車

年齢制限 = 無 5両編成（機関車1・客車4）定員48名

・メリーゴーランド

年齢制限 = 無 円周26m 定員26名

・ファミリーコースター

年齢制限 = 3歳以上 1周138m×2周 6両編成 定員24名

・コーヒーカップ

年齢制限 = 3歳以上 6カップ 定員18名 直径約7m

・スカイサイクル

年齢制限 = 4歳以上 10台（1台2名）地上高約3m 定員20名
延長230m

小型遊具

・バッテリーカー A地区 6台 B地区 13台

・レール乗物 A地区 3台 B地区 1台

・固定型 A地区 19台 B地区 5台

・メロディペット A地区 6台 合計53台

ふあふあ遊具

A地区 4台

・くじらスライダー

・アスレチックハウス

・ふうせんドーム

・おもちゃハウス

B地区 2台

・ぱっくんシャークスライダー

・アニマルボールハウス

(9) 主なイベント

・着ぐるみキャラクターショー 年間15回

・ヘブンアーティスト 年間10回

・お正月イベント 太鼓演奏・獅子舞

・小動物ふれあいコーナー（通年）

・アニマル教室

- ・親子釣り大会
- ・お絵かき会 など

(10) 設置及び管理・運営等の状況

設置者

荒川区

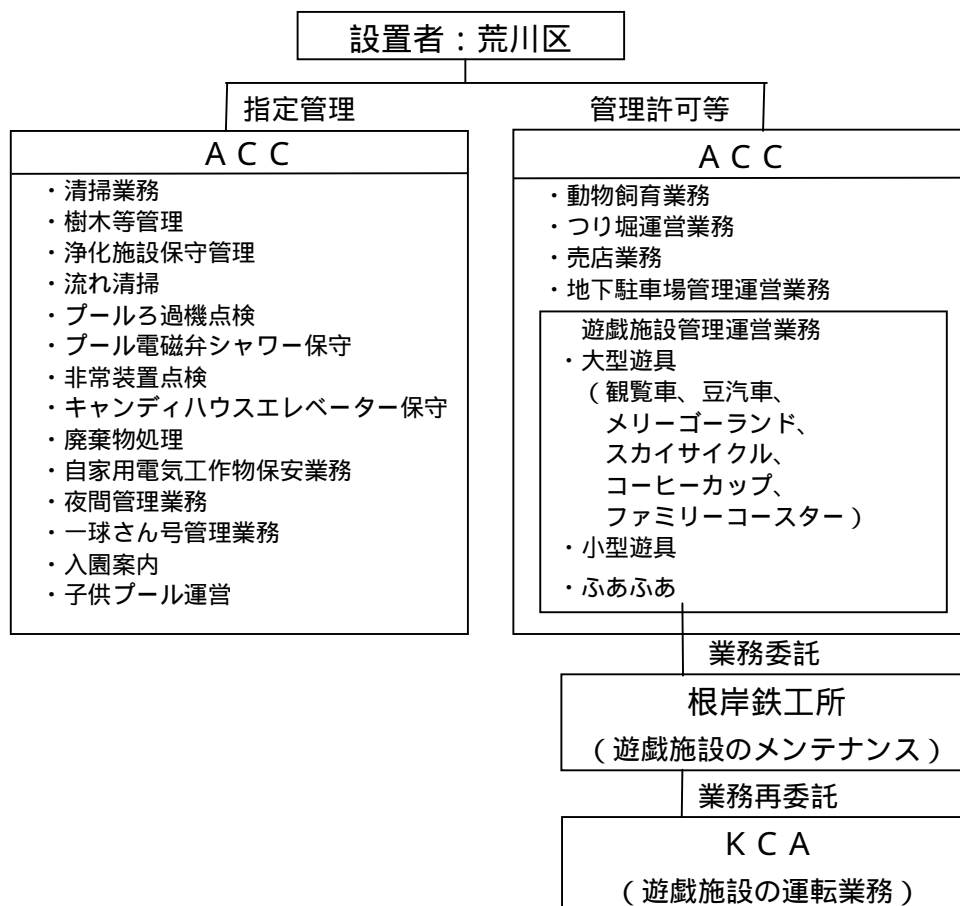
指定管理者

A C C

遊園の管理・運営

- ・あらかわ遊園については、A C C が指定管理者及び都市公園法上の許可（管理許可、設置許可又は占用許可）を受けた者として、管理運営を行っている。
- ・このうち、今回事故のあった遊戯施設については、A C C から株式会社根岸鉄工所（以下「根岸鉄工所」という。）に管理運營業務（メンテナンス及び運転業務）を委託している。また、根岸鉄工所は遊戯施設の運転業務について、協力会社であるK C A 株式会社（以下「K C A という。」に再委託している。（下図を参照）
- ・A C C は、その他の清掃業務、入園案内業務、動物飼育業務等についても、それぞれ専門業者と委託契約を結んでいる。（詳細は別紙2のとおり）

< 区・A C C ・根岸鉄工所・K C A の関係図 >



参考：都市公園法上の許可

都市公園法の規定により、A C Cが施設の形態に合わせ、下記の許可を得て運営している。

<管理許可> (施設の所有者が区の場合)

都市公園法第5条第1項及び第2項に基づき、施設と敷地の管理を許可

- ・観覧車
- ・豆汽車
- ・メリーゴーランド
- ・スカイサイクル
- ・動物飼育業務
- ・つり堀運營業務
- ・売店業務
- ・地下駐車場管理運營業務

<設置許可> (施設の所有者がA C Cで、固定式の施設の場合)

都市公園法第5条第1項及び第2項に基づき、遊戯施設の設置を許可

- ・ティーカップ
- ・ファミリーコースター

<占用許可> (施設の所有者がA C Cで、可動式の施設の場合)

都市公園法第6条第1項に基づき、B地区(キッズランド)の占用を許可

- ・ふあふあ
- ・バッテリーカー

2 あらかわ遊園における安全対策

(1) 毎日の朝礼時での安全・連絡事項の確認

KCA朝礼(8:15~)

KCA事務所2階において当日出勤の全職員が参加し、実施

<内容>

- ・天候・イベント・団体予約等の状況について説明・指示
- ・風速計の針を定期的に見て風速を確認するよう指示
- ・始業時点検は、大型及び小型遊具の管理運用マニュアルを確認し点検するよう指示
- ・安全運転の注意喚起
- ・事故、来園者とのトラブル発生時の連絡先(所長から園長へ)について確認

ACC朝礼(8:50~)

あらかわ遊園管理事務所において、当日出勤のACC職員と入改札業務職員が参加し、実施

<内容>

- ・当日の天候状況を説明し、雨・風等の天候変化に対応し乗物担当責任者(所長)と連携し、中止・停止等を決定
- ・各セクションの責任者から、始業時の遊具の安全点検、動物飼育の状況、催し、つり堀の安全管理、遠足・視察等の状況、園内放送等について報告
- ・園内工事の状況、来園者への接遇について確認
- ・その他事務連絡

(2) 大型遊戯施設の点検マニュアルによる安全点検

機種別の点検マニュアルに従って、始業時点検・週間点検・月間点検・半年点検(法定点検)を実施している。

- ・点検内容 (別紙3)

(3) 大型遊戯施設の運行管理マニュアルによる運行管理

機種別の運行管理マニュアルに従って、運行管理を行っている。

- ・運行管理マニュアルの内容 (別紙4)

(4) 風速計による運行停止の判断

風速計は、観覧車の地上2.5mの位置に設置されており、運転室にあるメーターに風速が針で表示される(記録する機能はない)。また、1.5m/秒の制限風速を超えた場合にはベルが鳴るようになっている。

大型遊戯施設及びふあふあ遊具は、この風速計で平均風速1.5m/秒以上を観測したときは運転を休止している。

(5)安全訓練

- ・安全管理委員会を月 1 回開催
- ・避難誘導訓練を年 3 回実施
- ・防災訓練を年 2 回実施
- ・研修を年 2 回実施

安全訓練の概要は、別紙 5 のとおり

3 ふあふあの運営状況

- ・あらかわ遊園では、A地区に4基、B地区に2基、計6基のふあふあを設置し、土曜、日曜、祝日に営業している。
- ・事故のあった「ぱっくんシャークスライダー」については、1個当たり25キログラムの重り12個をロープで取り付けるとともに、左右にずれることを防ぐための押さえとして両脇に2個置いている。さらに、本体の右側と浮島の噴水塔をロープでつないで固定、本体の左側とプールサイドをひもでつないで固定し、営業していた。(ロープは直径約1.5cm、ひもは幅3cm、厚さ5mm)

名称	規格 H×W×L (m)	年間利用者 実績 (人)	設置場所	購入日
ぱっくんシャークスライダー	5×6×12	16,472	B地区	H18.11.28
アニマルボールハウス	3.5×4×4	5,801	B地区	H16.3.31
くじらスライダー	6.75×6.7×10.5	8,154	A地区	H19.11.20
ふうせんドーム	3×4×4	9,460	A地区	H16.3.31
おもちゃハウス	3×4.5×4.5	17,468	A地区	H16.3.31
アスレチックハウス	6×7×6	20,041	A地区	H16.3.31

ふあふあ配置図は別紙 6 のとおり

ぱっくんシャークスライダーは、平成 18 年に製造され、同 10 月 18 日に設置したものである。

- ・ふあふあについては、購入業者からの取扱説明書や従業員の経験的なノウハウに基づき、設置・運用・中止などの管理運用を行っている。(取扱説明書は別紙 8 - 2 のとおり)
- ・従業員の配置は当日の朝礼で所長が決定していたが、B地区については、主に成田・飯島・神田に担当を固定していた。
- ・ふあふあの点検については、法令による義務付けや製造メーカーによる点検時期の指定はない。遊園としては、設営時に、本体にエアーを送風して立ち上げ、ふき掃除を行う際に、傷みやエアー漏れ等がないかの点検を行っている。

事故に関する事実経過

1 事故発生日時、場所及び事故の内容

(1) 事故発生日時

平成20年2月23日(土) 午後2時30分頃

(2) 発生場所

荒川区西尾久8-10-1

あらかわ遊園B地区(キッズランド)内

(3) 当日の天候状況

午前中は、晴れて風も穏やかだったが、午前11時頃から12時15分頃にかけて小雨がぱらつき、時折風も吹いてきた。その後、雨、風とも止み天候が回復していたが、14時10分頃に風が強まってきた(事故当時は、客観的なデータはなかった)。

(4) 事故の内容

大型風船遊具・ふあふあ「ぱっくんシャークスライダー(下写真)」で遊んでいた千葉市から来園していた女兒(4歳)が、強風で遊具ごと飛ばされ、管理棟の外壁に激突し、顎骨骨折、乳歯欠損などの重傷(下顎骨骨折、両側関節突起骨折、歯冠破折、下口唇貫通裂傷、頤下部裂傷)を負った。



(5) 事故後の傷等の経過

被害者の外傷について、3月5日に手術が行われ、3月16日に退院した。しかし、退院後も歯科、小児神経科で通院、加療をしている。顔面の縫合痕跡3箇所は、1年後形成外科手術の予定である。

なお、現時点では、今後の身体的・精神的後遺症の発症の有無は不明であり、予断を許すことは出来ない。

2 事故発生までの経過及び発生時の状況

(1) 当日のあらかわ遊園従事職員体制（どうぶつ広場・釣り堀・売店・地下駐車場を除く）

- ・ACC職員 8名
- ・KCA職員 25名

当日の現場職員配置図は別紙7

区分	担当	氏名
ACC	総括	武田 正輝（園長）
	総括補佐	腰塚 利隆（副園長）
	動物	非常勤1名
	経理	非常勤1名
	イベント	非常勤1名
	釣り堀	非常勤1名
	乗物	非常勤1名
	庶務	非常勤1名
KCA	乗物総括	岩本 秀人（所長）
	観覧車	常勤2名
	コースター	常勤2名
	メリーゴーランド	常勤1名、非常勤1名
	コーヒーカップ	非常勤2名
	豆汽車	常勤1名、非常勤1名
	スカイサイクル	常勤2名
	アスレチックハウス（ふあふあ）	非常勤2名
	くじらスライダー（ふあふあ）	非常勤1名
	ふうせんドーム（ふあふあ）	非常勤2名
	おもちゃハウス（ふあふあ）	非常勤2名
	バッテリーカー（A地区）・メロディペット	・須山 和行（副所長） ・常勤1名
	B地区（キッズランド）	成田 奉文（非常勤）
	ふあふあ2基（ぱっくんシャークス ライダー、アニマルボールハウス）	・飯島 晃一（非常勤） ・神田 光（非常勤）

(2) 当日の天候の認識

5 : 0 0 : 岩本所長が、自宅でテレビの天気予報により情報を取得（毎日行っている）。

- ・午前中の天気は良いが、午後は風が強くなると認識していた。
- ・雨の予報はなかった。

(3) 朝礼の状況

8 : 1 5 : A地区内のK C A事務所の2階で朝礼を行い、K C A職員全員が参加した。

- ・通常の朝礼では、天候の確認と注意事項の伝達、イベント、団体予約の状況等について連絡・指示等を行っている。
- ・事故当日は、岩本所長が、昼以降風が強くなるので十分注意する必要があることを職員に伝えた。
- ・「ふあふあ」に対する注意は、特段行わなかった。
- ・朝礼終了後、園内巡視時に、岩本所長が、観覧車担当に、風速計の針の振れ具合をよく見るように指示した。

8 : 5 0 : A C Cあらかわ遊園管理事務所で朝礼を行い、A C C全職員及び遊園入改札業務職員3名が参加した。

- ・通常の朝礼での伝達事項の他は、「ふあふあ」に対する注意は、特段行わなかった。

9 : 1 0 頃 : 岩本所長と武田園長が、風に気を付ける必要があることを話した。

(4) 事故発生前の状況

設置の状況

8 : 5 0 頃 : シャークスライダーは、成田主任と飯島の2人が設置した。頭部から見て本体右側の7個の重りを成田が、左側の5個の重りを飯島が本体に付属のロープで結び、併せて、横揺れ防止のロープを噴水塔に、ひもをプールサイドにそれぞれ結んだ（別紙7 - 2のとおり）。

なお、通常も、同様の方法で設置している。

__ A地区内のメロディペットの使用中止

1 1 : 0 0 頃 : バッテリーカー担当から岩本所長に、トランシーバーで、雨が降り出した旨の連絡があったので、岩本所長からバッテリーカー担当へ、雨に弱いメロディペット（着ぐるみ付きの小型の乗り物）を止めるよう指示した。

- ・岩本所長は、外に出て降雨の状況を確認したが、雨はすぐにやんだので、他の遊具を止める必要はないと判断した。
- ・A地区から約100m離れているB地区（キッズランド）については、須山副所長が、この日の所長との話し合いに基づき1時間

に1回程度、状況を見に行っていた。

B地区内アニマルボールハウスとA地区内くじらスライダーの使用中止

12:15頃:小雨が降り出したので、須山副所長がB地区(キッズランド)の状況を見に行き、主任の成田に対して、雨に弱いアニマルボールハウスについてはお客様の状況を確認しながら片付けることと、シャークスライダーの片付けについては現場の判断に任せることを指示して、A地区に戻った。

- ・ふあふあ遊具は、雨に濡れると滑りやすくなり危険なので、降雨の際には、運行を中止することになっている。当日は小雨が降り出してきたが、キッズランドのシャークスライダーは上り口や滑り台の部分が上から覆われる形になっており、雨の影響が比較的少ないこと、待っているお客様がいたことから、須山副所長は成田主任に対し「お客様の状況を判断して、途中で打ち切っても良い。」という指示をした。

- ・この時、シャークスライダーには、5~6人のお客様が並んでいたため、成田主任は、後からきたお客様は断るが、待っているお客様の利用が終わってから、中止しようと考えていた。

遊具の使用中止の判断は、KCAの所長又は副所長が現場の状況を踏まえて行っており、19年度においては、降雨や高温時(ふうせんドームのみ)に一時中止した例が40日程度あった。中止のタイミングについては、お客様の状況をみて現場で判断するよう指示することは従前からあった。

- ・A地区に戻った須山副所長は、岩本所長に、B地区のアニマルボールハウスを片付けるよう指示したことと、シャークスライダーの片付けについては現場の判断に任せたと報告し、併せて、A地区内のくじらスライダーの使用を中止することを申し出て、了解を得た。

副所長による巡回

13:00頃:須山副所長は、1時間おきの巡回でB地区に行った。シャークスライダーは利用を続けていたが、このときは天候が穏やかであったため、特別な指示はしなかった。

A地区のふあふあ3基の使用中止の状況

14:10頃:風が出てきたため、須山副所長は事務所の岩本所長の所へ行き、A地区内のふあふあ3基の使用を中止するよう申し出た。岩本所長は、ふあふあの使用中止を了承し、ACCの腰塚副園長に報告した。

(遊具の使用中止の判断は、KCAが現場の状況を踏まえて行い、ACCの乗物担当に報告し、担当から園長・副園長に報告することになっている。また、ACCの乗物担当不在の場合には、園長・副園長に直接報告することになっている。なお、この日は、武田園長は、13:00から不在だった。)

- ・須山副所長は、B地区内の「ふあふあ」についても気になっていたが、A地区内のスカイサイクルなど大型遊戯施設の担当者に風に対する注意を促す必要があると考え、各施設を巡回した後にB地区に向かうつもりであった。
- ・岩本所長は、A地区のふあふあの設置場所に行って、ふあふあの使用を中止するよう各担当に指示した。
- ・ふあふあでは、1基4人～8人のお客様が利用していたが、中止を伝えてから3分ぐらいで、全員遊具から離れた。
(14:25頃には、A地区のふあふあは4基全て畳んだ状態になった。)

(5) 事故発生時の状況

観覧車等大型遊戯施設の使用中止の判断

- 14:20頃：岩本所長に、観覧車担当から、トランシーバーで、20mを超える風が吹いてきた旨の連絡があったため、岩本所長は、すぐに観覧車を含めた全遊具の使用を中止するよう指示し、腰塚副園長に報告して、了承を得た。
- ・腰塚副園長は、改札口担当に指示して、遊具の使用中止を園内放送させた。
(遊具の使用中止・故障・点検等の内容が決定すれば、A地区にお知らせの放送を流すことになっている。放送は、ACCの乗物担当から報告を受けた園長・副園長が、改札口担当に指示して行っている。)

14:30頃：事故発生

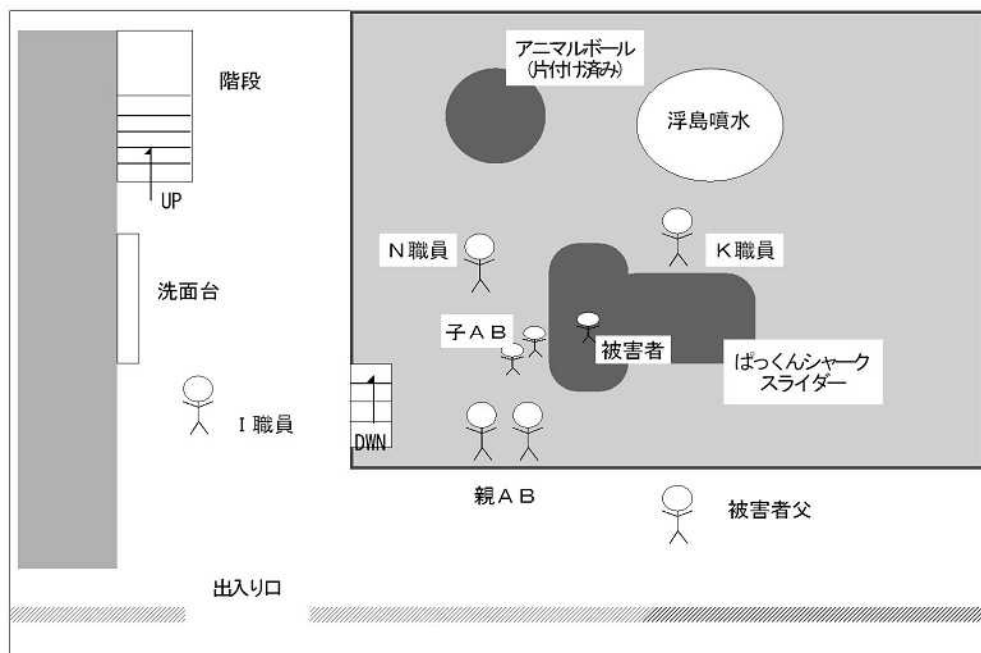
- ・須山副所長は、A地区での対応を終えたので、自らの意思でB地区に向かった。
- ・須山副所長が、B地区の全遊具の使用中止を伝えに行く途中(A地区遊園事務所横辺り)で、B地区から走って事故発生を伝えに来た神田に出くわし、事故発生を知り、岩本所長にトランシーバーで伝えた。腰塚副園長も、この時、天候の状況を確認するために事務所の外に出ていたため、同時に事故発生を知った。
- ・連絡を受けた岩本所長は、須山副所長に、腰塚副園長とともに、B地区に直行するように指示し、自身も現場に向かった。
(B地区は、電波状況が悪く、トランシーバーが使えないので配置していない。そのため、通常の伝達は、直接現場へ行って、口頭で伝えていた。また、B地区には、放送設備はなかった。)

B地区(キッズランド)の状況

- 12:15頃：須山副所長がB地区に行って、アニマルボールハウスの担当者である神田に、A地区内では風の状況を見て3基のふあふあの使用中止を出すことを伝えた。この時、B地区の遊具使用中止の指示はしなかったが、主任の成田に対して、中止の判断を現場に任せ

る旨の指示をした。この時のふあふあの利用状況は、シャークスライダーにお客様が5～6人並んでいた。

- 14:20頃・事故に遭われた女の子(以下「被害者」という。)の後ろに、他の子どもが並んでいたが、体格の大きな子どもであったため、利用時の安全確保のため、被害者を含め前に並んでいたお客様の保護者に了解を得た上で、先に利用させた。(取扱説明書上、「体格差のないお子様同士を遊ばせるよう調整しながら運営」することとされている。)
- ・B地区の担当者3人(飯島、成田、神田)は、現在のお客様(被害者+2人)の利用が終わったら、使用を中止する予定で、畳む準備をし、その後の利用は断っていた。



飯島は、プールサイドで子どもの動きや遊具に目を配っていた。

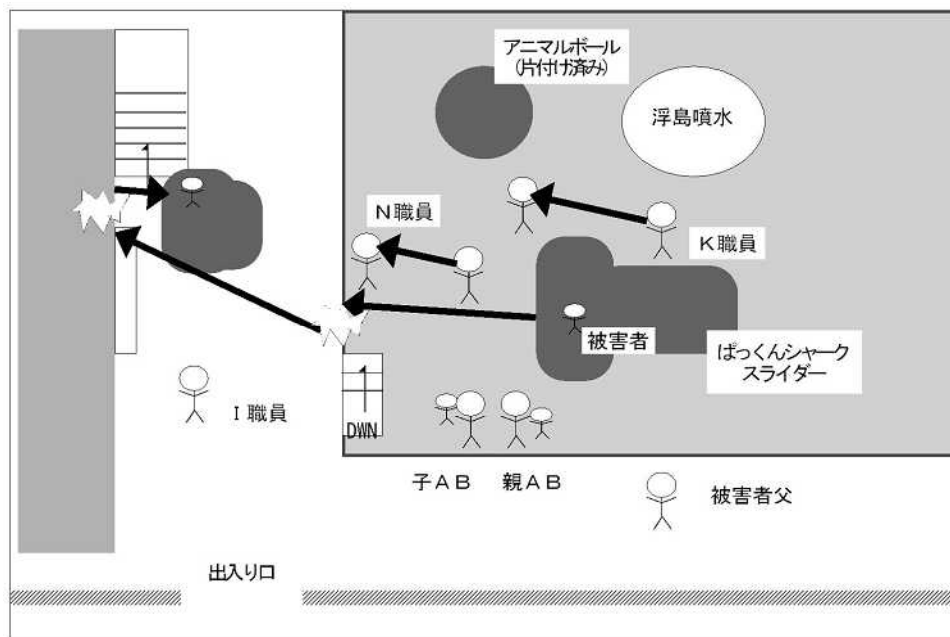
成田はふあふあのオペレーター(遊具への案内)をしていた。

神田は、アニマルボールが終了していたので、シャークスライダーの胴(横)を押さえていた。

被害者の父親は、プールサイドで子どもの様子を見ていた。

- 14:25頃: B地区の担当者3人は、シャークスライダーが風でばたつきはじめたので、強風が出てきたと認識した。

- ・被害者と他の2人が、3回目(1チケットで5分間遊ぶことができる)に遊具の中に入るときに、突風が吹き、上り口付近にいた2人の子どもは近くにいた親が抱きかかえたが、被害者は、遊具の入り口(シャークスライダーののどの付近)に既に入ってしまった。



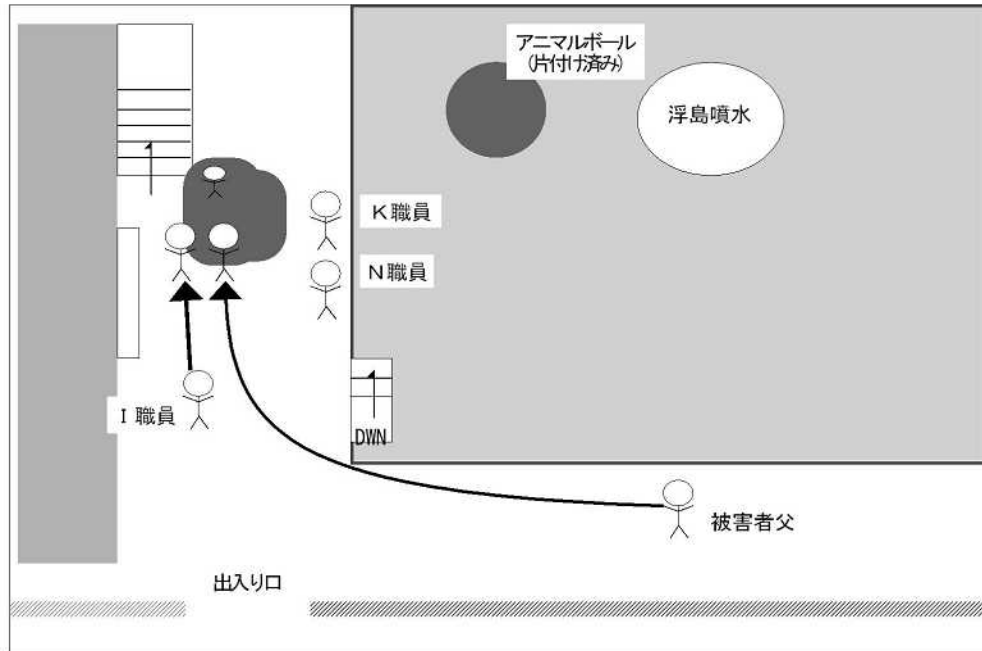
14:30頃：シャークスライダーは、急激な突風にあおられ、中で遊んでいた被害者を乗せたまま尻尾の方から持ち上がり、いったんプールの壁面にぶつかった後、空中に約4メートル浮き上がり、更に吹き飛ばされて、プール管理棟の2階の柵辺りに再びぶつかった洗面台と2階へ通じる階段の間に落ちた。

(成田の証言では、14:00頃、北の方面に黒い雲が発生してその後雨が降り、14:20頃、雨が上がって晴れ間が見え、14:30頃、急に強風があり、シャークスライダーが吹き飛ばされたという。)

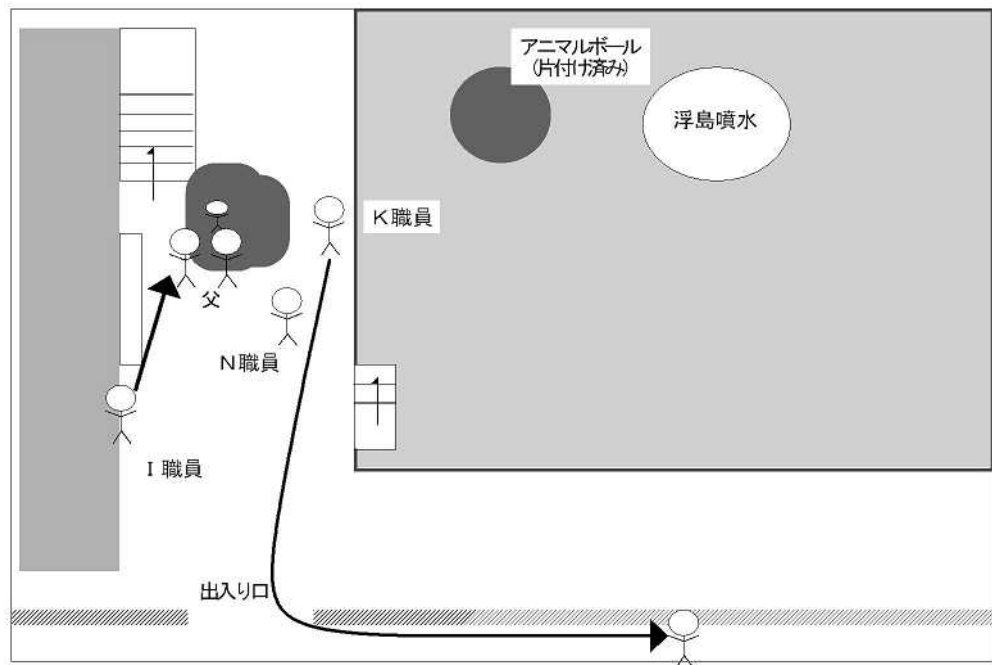
- ・プールサイド(道路側)にいた父親と飯島で落下場所に走って行き、ふあふあの中から、泣き声のする場所を探し救出した。被害者は、口とあごからかなり出血していた。

- ・シャークスライダーの胴を押さえていた神田と前方に待機していた成田は、共に飛ばされ、成田はプールの壁面にぶつかり腰を強打した。

(神田の証言では、シャークスライダーがプール管理棟にぶつかった時に、人影が見えたような気がしたが、被害者だったのか、何かを見間違えたのかは、はっきりしないと言っている。)



- ・事故発生後、飯島は直ちに救急車を要請するとともに、成田と共に管理棟から、ガーゼ・ティッシュペーパー等を持ち出し、止血対応をしながら救急車を待った。
- ・神田は事故発生を伝えるため、事務所へ走った。



14:35頃：救急車到着

- ・当初、救急車はA病院へ行く予定であったが、子どものけがが顔（あごと口の中）であったため、歯科と形成外科のある病院がなかなか見つからず、出発まで時間がかかった。

15:25頃：受入可能な病院（B病院）が見つかったので、救急車出発。（父

親が同乗)

16:00頃:救急車がB病院に到着

(5)事故後のふあふあの状況

重りの状況

- ・ 12個(1個25kg.)の重りは袋状になっており、本体のフックに取り付けたロープが、袋の上部にくくりつけてある。また、左右にずれることを防ぐための押さえとして両脇に2個置いてある。



- ・ 重りと本体をつなぐロープの結び方は、シャークスライダー導入当初から同様である。その結び方は、本体から出ている2本のロープを束ねて袋の口に2~3回巻きつけた後、巻いたロープと袋との隙間に下側から(又は上側から)ロープを挿し入れ、出てきたロープを引っ張り締め上げる結び方であった。
- ・ 強風で飛ばされた際には、重りのうち1個は本体のビニールがロープごと破れて地面にあった。
- ・ 重りのうち4個は本体とロープに付いたままだったので、一緒に飛ばされたと考えられる。
- ・ 残りの7個の重りは、突風の力で本体と結んであったロープが重りから外れた状態となっていた。
- ・ ロープが外れたのは、このような袋の上部をロープで巻きつける結び方だったので、突風でふあふあの尻尾の方から垂直方向に浮き上がり、結び目を非常に強く引き上げる急激な力が加わったためと思われる。



本体の状況

- ・ 本体は風で飛ばされてプール壁面にぶつかった後、管理棟の屋上の手すりにぶつかり、頭を管理棟の洗面台の方向に向け二つに折れ、空気が抜けた状態で落ちていた。ぶつかった際にできたと思われる穴が開いていた。



- ・本体の右側と浮島の噴水塔をロープでつないで固定していたが、つないでいたフックごと本体のビニール部分がちぎれていた。
また、本体の左側とプールサイドをつないで固定していたが、つないでいたひものプールサイドに近い部分がちぎれていた。飛ばされた際にちぎれたと思われる。ロープの太さは直径約1.5cm.であり、ひもは3cm.幅、厚さは5mm.だった。

事実経過から明らかになった問題点

1 あらかわ遊園の現場にかかわる問題点

(1) 気象に関する情報収集

- ・テレビの番組等で気象情報の把握を行っていたが、突風や雷雲等の天候急変の予測が不十分だった。
- ・風速計がA地区の観覧車設置の1基のみだったため、B地区の風速の把握がなされていなかった。

(2) 遊具の運営基準

ふあふあ等の小型遊具の管理運用マニュアルが未整備であり、風速何メートルで遊具を使用中止にするかなどの、細かな基準がなかった。

(3) 遊具使用中止の情報伝達

B地区は、トランシーバーの出力状態が悪いため、A地区からの連絡は、担当者の徒歩による口頭連絡により行われていたため、遊具の使用中止の連絡が迅速かつ正確になされなかった。

(4) お客様への情報提供

B地区には放送設備がなく、遊具の使用中止等のお客様に対するお知らせが、A地区と同時にはできなかった。

(5) 緊急連絡体制

事故発生時の緊急連絡体制が徹底されていなかったため、区長や所管部等への連絡が遅れてしまった。

2 区にかかわる問題点

(1) 指定管理者への指導監督

区は、あらかわ遊園の利用者に対して、直接、その安全に配慮する義務を負っており、指定管理者ACCの自主事業として、ふあふあが安全に運営されるよう、区は、日常的にACCを指導・監督すべき立場にあったにもかかわらず、適切な連絡体制や安全対策マニュアルの整備、安全対策を施すことの具体的指示など、強風時に使用をやめさせ事故を未然に防ぐためのACCへの具体的な指導や監督がなされていなかった。

(2) 公園施設の整備

強風時に緊急連絡ができる施設をあらかわ遊園のプール部分に整備しておらず、園内を監視できる装置も設置していなかった。

問題点を踏まえた改善策

1 あらかわ遊園全体にかかわる緊急安全対策

A C Cは、以下のような緊急安全対策を実施した。

(1)安全点検

小型遊具（58基）及び大型遊戯施設（6基）の点検整備を実施した。また、自動販売機、看板等の安全確認を実施し、危険箇所には対策を講じた。

【点検整備の結果】

- ・ 小型遊具（2月28日実施）
- ・ 大型遊戯施設（2月26日実施）
- ・ 自販機・看板等（2月29日実施）

(2)マニュアルの作成

使用中止の具体的判断基準を含めたふあふあ遊具及び小型遊具の運用マニュアル（「平均風速10m/s以上の時には即座に営業中止」など）を作成（2月28日）し、毎朝の点検整備時に確認する。 別紙8

(3)情報収集

毎朝の天気予報を確認するとともに、風や雷などの天候急変に備えて、区防災センター、民間の気象情報会社のピンポイント情報を入手し、対応を図る（2月28日契約）とともに、風速計を2か所（B地区、A地区内ふあふあランド）に増設した（3月2日設置・稼働）。

【情報収集体制の充実】

種 類	内 容
民間気象情報会社による情報確認	1日に3回配信される民間気象情報会社からの情報により、3時間ごと24時間後までのピンポイントの天候情報（天気・気温・風）を収集する
風速計データ確認	風速計を増設する（2台：B地区、A地区内ふあふあランド）
区防災課の防災情報確認	防災センター（防災課）と連携して風や雨などの気象情報を収集する。

(4) 職員の意識強化及び訓練

朝礼の際に、ACC職員と遊園各セクションの責任者が一堂に会することとした。また、天候や遊具の安全管理についての情報や緊急時の対応に関する意識を共有することを改めて確認した。さらに、緊急時の事故防止措置を講じる場合には、責任者の指示が迅速かつ正確に伝わるようにするとともに、園内放送で利用者への周知、協力を求めることなどを徹底した。

これらの対応を取るために、これまでの定期訓練（別紙5記載のとおり）に加えて、従業員による避難誘導訓練及び尾久消防署と連携した防災訓練、応急救護訓練を次表のとおり実施した。また、継続してこれらの取組を実施する。

【訓練の内容及び実績】

種 類	内 容	実施状況
従業員による避難誘導訓練	震度5程度の地震及びそれに伴う停電を想定し実践する。 実際に地震が起こったときの誘導や声かけ、指示をする。 <該当機種> ・メリーゴーランド ・ファミリーコースター ・コーヒーカップ ・スカイサイクル ・豆汽車 ・観覧車 ・アスレチックハウス（ふあふあ） ・ふうせんドーム（ふあふあ）	2月29日実施 参加人数36名
防災訓練	煙体験 消火活動 はしご車乗車体験 人口呼吸心肺マッサージ体験 通報訓練	3月2日実施 参加人数53名
使用中止の具体的判断基準を含めた小型遊具の運用マニュアルを作成し、毎朝の点検整備時に実施する。		2月29日実施

(5) 職員の研修

職員に対する専門機関での職場外研修、現場での職場内研修を下記のとおり実施したが、今後も利用者の安全を第一に考え、研修を実施する。

ACC

4月17日 遊戯施設の運行管理者・運転手等講習会受講

(日本建築設備・昇降機センター主催)

4月22日 接遇マナー研修実施 (荒川区地域振興公社荒川遊園主催)
根岸鉄工所

3月5日 昇降機整備点検資格講習会受講
(日本建築設備・昇降機センター主催)

3月10日 昇降機整備点検資格講習会受講
(日本建築設備・昇降機センター主催)

K C A

3月29日 従業員勤務心得研修実施 (K C A 株式会社主催)

4月17日 遊戯施設の運行管理者・運転手等講習会受講
(日本建築設備・昇降機センター主催)

(6)緊急連絡体制

遊具の責任者、遊園の責任者、A C C 本部、区への連絡体制を再確認・徹底し
(2月28日実施) 緊急連絡網及び指示命令系統図を補正した。

緊急連絡網 : 別紙 9

指示命令系統図 : 別紙 10

(7)安全管理専門職員を配置

園長に加えて安全管理の専門職員 (A C C 常勤職員) を配置した。

(3月1日実施)

< 安全管理専門職員の職務内容 >

- ・遊園開園前に、気象情報の把握と始業時点検の確認を行い、開園の可否を園長・A C C 本部に報告
- ・開園中は、定期的に気象状況の変化及び遊戯施設・小型遊具の正常稼働の確認をし、異常がある場合には直ちに園長に報告して、中止の指示及び園内放送の指示を行う (緊急時及び園長不在の場合は事後報告)
- ・安全管理報告書の作成と A C C 本部への報告

(8)事業部長の配置

安全対策の強化とあらかわ遊園の活性化を図るため、遊園全体を統括管理する事業部長を配置した。(4月1日実施)

(9)職員間の情報伝達の迅速化

遊具の使用中止等の連絡について、園内の連携を密にするため、職員全員に携帯電話を持たせた。(4月12日実施)

(10)ふあふあ遊具のアンカー設置と重りの整備

ふあふあ遊具は、強風時に運行を中止することが基本であるが、万一の突風時

の浮き上がりを防ぐため、ふあふあ遊具の四隅に、重りに換えてアンカーを設置した。(4月23日実施)

また、重りについては、重さを25kgから30kgに増量し、接合部の強化を図ったものに交換した。(4月23日実施)

2 区所管課による監督、指導の強化

あらかわ遊園の設置者である区は、指定管理者への監督・指導を強めるため、次のような対策を実施する。

(1) 区による監督・指導の強化

- ・小型遊具及びふあふあ遊具の運用マニュアルの整備状況を確認するとともに、マニュアルに基づく適切な運営が行われているか点検を強化すべく、あらかわ遊園の設置者として、独自に園内を巡回・点検や安全管理を確認するため、施設安全担当を配置した。(4月1日実施)
- ・施設安全担当は、利用者にとって、安全かつ安心性が確保されるように、チェックリストに基づきチェックし、事故を未然に防止する。
- ・悪天候が予測される場合は、設置者として、防災課との連携を図りつつ、風や雨などの気象情報を収集し、ACCと連携を密にして、予防を講ずるような措置を行う。

(2) 緊急時対応

緊急連絡体制を再確認・徹底し、緊急連絡網を別紙のとおり補正した。

別紙 1 1

(3) 施設管理上の対策

- ・放送設備は、遊園全体を網羅する放送網を整備する。
- ・事故防止や日常の安全対策として、防犯カメラを整備する。
- ・その他、ベンチや照明灯などの工作物の老朽化している部分の改修等を行う。

3 区民及び利用者によるチェック機能の強化

(1) ボランティアによるチェック

- ・荒川区の貴重な財産であるあらかわ遊園の安全・安心の向上を図るとともに、より魅力あるものとするため、施設・運営について点検し、改善提案や提言を行うことを目的とする区民ボランティアによる「あらかわ遊園見守り隊」を設置した。(4月16日設置)

(2) 利用者アンケートの実施

- ・現在実施している「お客様アンケート」(18年度は居住地・交通手段・滞在時間・使用金額・来園頻度・電子マネーカードの使用状況等について質問、19年度は遊園各施設の満足度・従業員の態度等について質問)に、サービス面だけではなく、安全面に関する質問項目を加える。

安全で楽しく遊べるあらかわ遊園に向けて

- (1) 本調査委員会では、ふあふあの事故について、16回にわたり調査・検討を行ってきた。その結果、今回の事故を契機として、あらかわ遊園の安全対策についての課題が明らかになった。
また、事故発生時の緊急連絡体制などの危機管理面での課題も明らかになった。
- (2) A C C 及び区は、本報告書に掲げたとおり、様々な緊急対策を講じた。今後も、より安全で楽しく遊べる施設としていくためには、事故の危険性があるものを早期に発見し、未然に予防する継続的な努力が必要である。
そのためには、区・A C C・委託事業者、それぞれの関連する職員すべてが安全を第一に考え、事故防止に取り組む姿勢、意識改革が最も重要である。
- (3) 年間利用者40万人を超えるあらかわ遊園が、今回の事故の反省を踏まえ、安全で安心して利用できる施設となるよう、それぞれの垣根を越えて、今後も万全の安全管理に取り組んでいく。
また、今回の事故を教訓に、遊園の施設に限らず、区施設全体の安全対策についても、全庁的な取組を行う必要がある。

調査経過

(1)調査委員会設置要綱 (別紙12)

(2)調査委員会委員名簿 (別紙12)

(3)調査委員会開催経過

- 第 1回 平成20年2月24日(日)
- 第 2回 平成20年2月26日(火)
- 第 3回 平成20年2月26日(火)
- 第 4回 平成20年2月27日(水)
- 第 5回 平成20年2月28日(木)
- 第 6回 平成20年2月28日(木)
- 第 7回 平成20年3月 4日(火)
- 第 8回 平成20年3月11日(火)
- 第 9回 平成20年3月18日(火)
- 第10回 平成20年3月21日(金)
- 第11回 平成20年3月21日(金)
- 第12回 平成20年4月10日(木)
- 第13回 平成20年4月14日(月)
- 第14回 平成20年6月 2日(月)
- 第15回 平成20年6月12日(木)
- 第16回 平成20年9月 2日(火)

参考資料

別紙のとおり